

令和元年第5回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年5月22日
13時30分～14時35分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

令和元年第5回海老名市農業委員会定例総会

令和元年5月22日「令和元年第5回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
5番 小島 富士男	6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人
9番 新戸 和夫	10番 守屋 福夫	11番 宮墓 功	12番 金指 満
13番 二見 務	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一	19番 猪熊 克行
20番 齋藤 孝一			

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 謙次

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第23号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第24号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第4	議案第25号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第5	議案第26号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地転用届出による専決処分について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長が開会を宣言した。(開会の時間： 午後 1 時 3 0 分)

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。また、農地利用最適化推進委員5名も出席をいただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、4番委員、7番委員を指名いたします。

それでは、4. 報告事項の3ページから5ページ、(1) 活動状況報告、(2) 農地異動状況調、(3) 県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した)

【議 長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお願いします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでしたら、報告でございますから、この程度にさせていただきますと思います。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

これより5. 付議事項に入ります。

議案書6ページ、日程第1、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号14について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨が規定されています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号14、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、台帳地目、宅地、現況地目、畑、■■■■■■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりで、合計■■■■■■■■■■■平米です。譲受人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。

現地の案内図及び写真は、資料1をご覧ください。

以上でございます。

【議 長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。13番委員。

【13番委員】 5月9日に、■■■■■■氏より、3条による申請に対する説明を受けました。■■■■■■氏に対しては、苺部会に所属し、長年、親から継いだ農地をちゃんと管理し、イチゴ栽培をしております。本人に対して問題はないと思います。以上です。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんと妻の■■さん、母の■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、平成31年の農家基本台帳によると■■さんとなっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は28年、農業従事日数は、年間350日、■■さんの農業経験年数は21年、農業従事日数は、年間350日、■■さんの農業経験年数は51年、農業従事日数は、年間350日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機2台、軽トラック1台などを所有しています。また、地域集落の取り決め

に従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われま。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われま。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 本日、午前中に現地調査に行っていました。この畑は農地としてきれいに管理されておりました。問題ないと思いま。

【議長】 それでは、質疑のある方。いらっしゃいまるか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

【11番委員】 ちょっと教えていただきたいのですが、該当の地目、■■■■■
■、台帳上、宅地とあって、現況が畑ということですが、現況としては畑なのでしょうが、もとの宅地のときの使われ方の状況というのはどういふうな状況だったのですか。それは把握されていまるか。

【主査】 こちらについては、詳しくは事務局のほうでも把握はしてないのですが、大分以前から畑として利用がされていたということは聞いておいま。

【議長】 ほかに。

再度、意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号14について、賛成の方の挙手を求めま。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、受付番号14について、承認とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

ます。

【主 査】 まず初めに、資料の差し替えがございますので、ご案内いたします。

本日、机の上に資料3-3（差し替え）と書かれたA4の1枚の資料をお配りしております。先週皆様に郵送いたしました資料3-3から一部変更がございますので、説明の際は資料3-3（差し替え）をご覧くださいければと思います。お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

農地法第5条では、農地を転用する目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されています。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号6、申請地は、大谷南■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■平米のうち■■■■■■■■平米です。現況は、農業振興地域内の畑です。転用者は、群馬県沼田市西倉内町■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、取締役社長■■■■、譲渡人は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、転用の目的は、仮設事務所及び仮設駐車場としての一時転用、権利の種類は、賃借権の設定、使用期間は、令和2年7月31日までです。現地の案内図は、資料3-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、断面図、事務所の平面図、立面図をお配りしております。

以上でございます。

【議 長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 一時転用ということであります。この案件で懸念されるのは、土砂の流出、あるいは排水について、隣地に影響が及ぶのではないかとということでありましたが、現地確認にも今日行ってきたところでありましたけれども、東側の隣接する農地との間には大きな堀が掘られておりました。そのようなこともあり、昨日の大雨の後を見ても、土砂が流出したような形跡はありませんでしたので、特にその点に関しては大丈夫ではないかというふうに考えました。また、土のうで雨水対策などがとられるということな

のですが、対策の方法についてもさらに十分な配慮がされるということなので、問題はないのではないかと考えます。

【議長】 現地調査副班長の意見をお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 地区委員の報告のとおり、基本的には問題ないだろうと思っております。この写真のとおり、スギナが生えておりますが、特に農地としての問題は大きくないと判断いたします。それから、駐車場として利用するのに鉄板を敷いて、その鉄板のすき間から雨水が浸透するようにするというところでございまして、先ほどの土のうとの関連で、土砂の流出もそうないのではないかと思われました。

あと、この資料3-1の写真②の手前のところに、道路との境にU字溝がありますが、ここを雨水が流れてくるわけですが、この雨水は、左の角のところにある、柵のところから道路を左に渡って、ちょっとこれでは見えないのですが、流れていく格好になっています。その市道のU字溝の清掃をよくすることによって、雨水が左側の道路に流れないようになるだろうということで、その清掃を市のほうかどこかでしていただくということも必要だろうと思いました。

以上でございます。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 土木建築業を行う■■■■■■■■が、仮設事務所及び仮設駐車場として一時的に農地転用をしたいという申請です。■■■■は、平成31年4月に、■■■■■■■■■■■■■■■■■■より、東名高速道路海老名サービスエリア下り線商業施設改良工事を受注しましたが、サービスエリア内には事務所及び駐車場用地を確保できなかったため、サービスエリアから近隣の当該地での申請に至ったそうです。

資料3-1の左下、農地区分をご覧ください。農地の立地基準は、第1種農地です。これは、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから判断できます。第1種農地は、農地転用が原則不許可となる立地区分ですが、転用期間が3年以内の一時転用である場合には、例外的に許可となるということから、今回申請を受け付けております。

続きまして、資料3-2、土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地の一部を整地して、シートと鉄板を敷き、仮設事務所及び仮設駐車場とします。申請地南西側に事務所、物置、仮設トイレを設置し、東側を20台分の従業員駐車場として使用する計画です。資材を置く計画はないため、周囲に囲いは設置しないとのことですが、申請地は、図の右側、東側に向かって下っている地形であるため、雨水がそのまま東隣の畑に流れ出ないように、北側と東側に高さ20センチほどの土のうを設置する計画です。車両の出入りは、北側の市道928号線から北西側の1カ所のみとなります。

続きまして、本日、差し替えて配付しております資料3-3（差し替え）をご覧ください。こちらの図の左上のところに少し色がついている部分がございますが、ここが車両の出入り口となります。こちらの図の中ほど、丸で囲ったところでアの拡大図というものがございます。こちらが出入り口部分の断面になります。出入り口部分の傾斜が多少急であるため、着色した部分を削って整地し、車両の通行に支障がないようにするという計画になっております。なお、一時転用期間終了時には、原状に復旧させることとなっております。

続いて、断面図をご覧いただきたいと思います。同じ資料3-3の真ん中から下にA-A断面図、B-B断面図、C-C断面図とございます。AとBが申請地を南北に、Cが東西に切った断面になります。隣地との高低差につきましては、B断面の右側とC断面の右側、方角で言うと、申請地北側と東側、こちらの申請地内に法面がございますが、今回の一時転用では、法面の上の傾斜が緩い部分のみを使用することとなります。また、法面がある北側と東側には土のうを設置して、東側の畑に雨水が流れ出ないような対策が施されております。

なお、資料3-4と3-5は、仮設事務所に関する図面でございますが、これらは参考でお配りさせていただいております。

ここで雨水排水の処理について補足で説明をいたします。先ほど地区の5番委員から、または現地調査班の19番委員のご意見にもございましたけれども、本日の現地調査の際に、大雨が降った際の排水に多少不安がある

というご意見をいただいております。この点につきまして、転用者に確認いたしましたところ、現在の計画では、土のうの内側全体に鉄板を敷くこととなっておりますが、土の部分がないために、溜まった雨水が畑に浸透しないので、どんどん溜まっていってしまうという状況になることが予想されます。ですので、土のうの内側の鉄板を1枚分敷かず、土のうの間に土の部分を残して、さらに溜まった雨水が畑のほうに流れ出ないように、道路側に流れるように塩ビ管を設置して、その水を道路側に向けるということはできるという回答を受けております。本日のご審議により、計画を現在、鉄板が内側全て敷く計画でございますので、これを変更する場合には、図面の差し替えをするということも確認しておりますので、委員の皆様には、この雨水の処理に関することも含めましてご審議をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

また、現地調査班の19番委員のご意見にございましたU字溝の清掃につきましては、事務局からも、市の道路を管理している道路管理課や道路整備課にこちらからもお願いしたいと思っておりますので、その点、申し添えます。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。

受付番号6について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 受付番号6について、許可を承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号7についてですが、■■委員が、関係人として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終了まで退席をお願い申し上げます。

(■■委員退席)

資料４－１をご覧ください。農地の立地基準は、第２種農地です。これは、申請地からおおむね５００メートル以内にＪＲ門沢橋駅があることから判断できます。第２種農地は、申請にかかわる農地にかえて周辺の土地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達成することができる場合、つまり、代替地がある場合だと許可とならない土地ですが、逆に代替地がないと認められる場合にのみ許可となる立地区分です。本案件につきましては、条件に合うような土地が非常に限定され、申請地のほかにはまとまった土地が確保できなかったという旨が理由書に記載されておりますので、代替地はないと考えられます。

次に、資料４－３、土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地を場所により最大で１．５メートルほど盛土、３メートルほど切土して転圧し、建築面積、■■■■■■■■■■平米の物流倉庫を建築する計画です。北、東、南側が水路を挟んで道路、西側が道路と隣接しております。東側を除いて高さ２０センチの縁石で土どめを行い、１．５メートルのメッシュフェンスで囲います。なお、東側は既存のフェンスをそのまま使用することです。敷地内は建物のほかにアスファルト舗装による車両通行スペースや駐車スペース、緑地帯を設ける計画となっております。出入りは、北側の市道５８３号線から行き、出口部分は既存の水路の蓋が車両の荷重に耐えられないため、現場打ち甲蓋工により、蓋を塞ぐという計画となっております。

続きまして、雨水及び汚水の排水計画についてです。同じ資料４－３の中に、青い線で示されているのが雨水、少し見づらくて恐縮ですが、こちらから北の道路に伸びている線が汚水の流れとなります。雨水については、倉庫の東西と出入り口部分等に側溝を設け、倉庫北側の地下に設置される雨水貯留施設に集め、流量調整して、東側の水路に接続します。なお、緑地帯については、敷地内浸透処理とする計画です。汚水については、申請地北側の市道５８３号線に埋設されている公共下水道に接続する計画となっております。

続きまして、造成計画です。資料４－４をご覧ください。申請地には、

黄色とピンク色で薄く色がついております。黄色が切土、ピンク色が盛土を示しております。盛土は最大1.5メートル、切土は最大3メートルほど行うという計画です。なお、切土、盛土の量が同程度になるため、土砂の搬出入はないとのことでした。

また、この図面に断面の箇所が表示されております。①－①'から、⑩－⑩'まであり、東西と南北にそれぞれ線が入っております。これらは資料4－5及び4－6の断面図に対応しております。

続けて、資料4－5をご覧ください。①から⑤まで全て申請地を南北に切った図面で、右が北側となります。図の中で点線で示されているのが現況地盤、実線で示されているのが計画地盤となります。図の左側、南側をご覧くださいと、道路との境界は道路とほぼ同じ高さとなり、縁石で土どめとして、その内側に1.5メートルのメッシュフェンスを設置する計画となっております。境界部分から倉庫や通路部分までは緑地とする計画で、緑地と倉庫、通路部分の境界にも縁石を設置します。図の右側、北側も、出入り口部分を除いて南側と同様に道路との境界には縁石とメッシュフェンスを設置する計画となっております。

次に、資料4－6をご覧ください。⑥から⑩まで、全て申請地を東西に切った図面で、右が東側となります。図の左側、西側をご覧くださいと、先ほど同様に、道路との境界には縁石とメッシュフェンスを設置する計画となっております。図の右側、東側については、排水路と隣接しておりますが、こちらの境界には既存のフェンスがあるため、新たに縁石やメッシュフェンスは設置しない計画となっております。これらによって土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

続きまして、日照についてご説明いたします。資料4－7をご覧ください。こちらの図面の中に明記されておきませんが、こちらの図面については冬至の日の日影図になります。影ができる部分の農地は西側のみであり、農地に日照不足を招いてしまうというような要因は確認できませんので、日照に関しては特に問題ないと考えられます。

また、他の法令との調整についてご説明させていただきます。今回の案件は、農地転用の許可のほかに、流通業務の総合化及び効率化の促進に法

律、いわゆる物流効率化法と呼ばれる法律と、神奈川県条例である土地利用調整条例、また、都市計画法を根拠とする開発の許可の3つの法令との調整が必要になる事業でございます。これらのうち、物流効率化法につきましては、神奈川県農地課へ照会いたしまして、4月23日付で計画が認定されているとの回答を得ております。また、土地利用調整条例につきましても、神奈川県農地課から、3月28日付で協議が終了しているとの連絡を得ております。さらに、開発許可に関しましては、市との協議がまとまっておりまして、近日中には許可の本申請がされる旨を確認しております。これらから、物流効率化法、土地利用調整条例、都市計画法、3つの法令につきまして、調整が全て済んでいるということを申し添えます。

また、当該申請地南側の上空には送電線があり、東京電力の地役権が設定されておりますが、こちらについては、開発行為の同意書が東京電力側から提出されていることを確認しております。

なお、資料4-8と4-9は、建物に関する図面でございますが、これらは参考でお配りさせていただいております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用已む無しと思われま

す。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 若干草は生えておりましたが、農地としてしっかり管理されていたと思います。この場所は3方が道路、1方が水路ということで、隣接する農地はありませんので、周辺の農地の営農条件に特に支障は生じないかと思

います。また、日照についても、今説明がありましたように、大きな問題はないかと思

います。

【議長】 質疑のある方。

【11番委員】 1つお伺いしたいのですが、図面上で今回の計画は、物効法に伴う倉庫並びに事務所ということですが、この資料、土地利用計画図の中に、危険物倉庫というのがありますね。相当の面積だろうと思

受付番号7、被相続人は、中野■■■■■■■、■■■■■■■、相続人は、中野■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年4月27日から令和元年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、中野■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、農業振興地域内、■■■■■■■平米のうち■■■■■■■平米です。事務局で5月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、13ページ、受付番号8について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号8、被相続人は、今里■■■■■■■■■、■■■■■、相続人は、今里■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年6月29日から令和元年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、社家■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、市街化区域外、■■■■■■■平米、ほか5筆、議案書のとおりです。1筆が農業振興地域内の田、5筆が生産緑地の畑で、田、■■■■■■■平米、畑、■■■■■■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■■■■■平米です。事務局で5月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号8について、採決をさせていただきます。

承認とする方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、14ページ、受付番号9について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号9、被相続人は、社家■■■■■、■■■■■、相続人は、社家■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成28年5月25日から令和元年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、社家■■■■■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、市街化区域内、■■■■平米、ほか7筆、議案書のとおりです。3筆が農業振興地域内の田、5筆が生産緑地の畑で、田、■■■■■■■平米、畑、■■■■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■■■平米です。事務局で5月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号9について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、15ページ、受付番号10について、事務局から提案説明

題はないと思われます。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号11について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書18ページ、日程第5、議案第26号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 案件の説明の前に、特定貸し付けという制度についてご説明いたします。

農地の相続税納税猶予制度において、平成21年12月14日までに相続された場合には、納税猶予を受ける対象の農地は、相続した方が自作することが条件となっておりました。しかし、平成21年12月15日以降の相続では、ある一定の方法での貸し借りをしたときは、相続税の納税猶予が打ち切りとならずに継続されることとなりました。その方法とは、中間管理事業として、県農業公社が借りる場合と、農用地利用集積計画での貸し借りの場合です。これらの貸し借りを納税猶予の制度上、特定貸し付けと言います。これからご審議いただきます引き続き特定貸付けを行っている旨の証明とは、相続税納税猶予の特定適用を受けている農地について、特定貸し付けをしている方が3年ごとに引き続き相続税納税猶予の特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要な証明です。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地が特定貸し付けされ、農地として利用されているかという部分を農業委員会が証明します。

それでは、提案説明をさせていただきます。

受付番号1、被相続人は、下今泉■■■■■■■■、■■■■、相続人は、下

今泉■■■■■■■■、■■■■、引き続き特定貸し付けを行っている期間は、平成28年4月27日から令和元年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、上今泉■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、市街化区域外、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりです。全て農業振興地域内の田で、合計、■■■■■平米です。事務局で5月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

また、補足で説明をさせていただきます。今回の場合で言う特定貸し付けとは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の作成による貸し付けであり、令和元年12月31日までの期間で貸し付けをしています。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、19ページ、受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号2、被相続人は、勝瀬■■■■、■■■■■■■■、相続人は、静岡県伊東市八幡野■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、引き続き特定貸し付けを行っている期間は、平成28年5月25日から令和元年5月22日までです。特例農地等の明細ですが、勝瀬■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■平米です。事務局で5月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

また、補足で説明をさせていただきます。今回の場合で言う特定貸し付けは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の作成による貸し付けであり、令和3年12月31日までの期間で貸し付けをしております。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書20ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第5条の受付番号21から28までの8件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書の20ページから22ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。これらは、平成31年4月1日から4月30日までの間に届出がされたものです。受付番号21から28までの8件で、田、1,576.29平米、畑、8,257.7平米、合計、9,833.99平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

なお、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、4月中

受付番号6、権利を取得した者は、本郷■■■■■■■■、■■■■■■、権利を取得した日は、平成31年1月2日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、社家■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■■平米、ほか12筆、議案書のとおりです。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑がないようでございますので、受付番号6について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ご異議ないということでございますので、受付番号6について、了承とさせていただきます。

本日の定例総会の案件を終了いたしましたので、傍聴人の方は退室をお願いいたします。

次に、その他について、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かございますか。

【事務局長】 それでは、1件、ご説明、ご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の工事説明書特記仕様書、工事件名、こどもセンター駐車場造成工事とある資料をご覧ください。

この資料の1、工事目的のところに書かれておりますが、この説明書にある工事は、こどもセンターの駐車場を拡張するため、農地に盛土をし、アスファルト舗装を行うといったものでございます。盛土を舗装する農地でございますが、資料を2枚おめくりいただきまして、A3横使いの資料の右上、1000分の1の配置図とありますが、その中に造成範囲として斜線で表示をされた田んぼでございます。ちょうどガソリンスタンドの東側になります。この資料の中に書いてございませんけれども、造成範囲は3筆、■■■■■■■平米になります。具体的には、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■平米、同じく■■■■■■■■、■■■■■平米、同じく■■■■■■■■、■■■■■

平米の3筆、地主さんは、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■さん、それと、中新田■■■■■■■■■■、■■■■■さんで、海老名市が海老名子どもセンター、わかば会館、教育支援センターの駐車場として地主さんから借り上げて使用するものでございます。

この盛土舗装工事により拡張される駐車場は、土地収用法第3条第32号に規定しております地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当するため、農地法第5条第1項第5号の土地収用法によって農地に関する権利が使用される場合が適用されまして、県知事の許可が除外される農地転用ということになります。よって、農業委員会で審議を行うべき案件とはなってございませんけれども、資料の一番最初のページ、4の工程管理のところをご覧いただきたいのですけれども、こちらにありますように、来月の14日から工事が開始され、農地としての現況に変動が始めますので、ほかの農家の方々が何かとご心配されるようなことがないよう、この場をかりまして、あらかじめ委員の皆様にご報告いたすものでございます。

以上でございます。

【議長】 今の案件につきまして、委員から何かご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないということでございますので、報告でございますから、承知おきいただきたいと思えます。

それでは、ほかにはないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は長時間にわたり、慎重審議をしていただき、全議案が滞りなく承認されました。ありがとうございました。これをもちまして総会を閉会といたします。

(終了 午後2時35分)